

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り
組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必
ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うこ
とを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によっ
て決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければな
らない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分
担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を
作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間
打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者
指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決
定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者
指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決
定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

飯尾川ゴム堰詳細設計仕様書

1. 業務目的

本業務は、飯尾川麻名用水堰の改修に伴い、飯尾川放水路に設置されているゴム堰の堰高等の補強を目的とした詳細設計を実施するものである。

詳細設計を行い、工事発注に必要な図面、数量を作成することを目的とする。

2. 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- ・ 設計計画
- ・ 現地踏査（設計・施工条件確認）
- ・ 基本事項の決定
 - ①設計条件の設定
 - ②設計荷重条件
 - ③自然・地盤条件
 - ④施工条件の設定
- ・ 本体工の設計
 - ①本体床版
 - ②水叩き工、護床工
- ・ 操作室の設計
- ・ ゲート工の検討
 - ①ゲート扉体
 - ②ゲート開閉器設備
- ・ 施工計画
 - ①施工方法
 - ②仮設計画
- ・ 数量計算
- ・ 照査
- ・ 報告書作成

2.1 設計計画

業務着手に先立ち、業務の目的・主旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認する。実施方針、業務工程、業務組織計画等を検討し、業務計画書を作成し、監督員に提出する。

2.2 現地踏査（設計・施工条件確認）

貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設（ゴム堰、操作室等）の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況（堤内地状況）・河川の利用形態（坂路、階段）等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理する。

2.3 基本事項の決定

2.2.1 設計条件の設定

設計条件については、監督員と協議の上決定する。

特に、下記に示す事項は、ゴム堰構造に大きく影響することから確認が必要である。

- ・既設ゴム堰の構造確認（袋体、配管、操作設備等の出来形図）
- ・堰高及び径間長（水位設定資料等）
- ・操作方針
- ・機械電気設備の更新方針
- ・地質条件

2.2.2 設計荷重条件

ゴム袋体の設計張力を設定するには、張力が最大となる条件について必要な荷重条件を適用する必要がある。ゴム袋体の設計に適用する荷重は、下記に示す荷重を考慮する。

- ・自重
- ・静水圧
- ・地震時動水圧
- ・残留水圧
- ・土圧
- ・揚圧力
- ・自動車荷重
- ・温度荷重
- ・地震時慣性力（水平方向のみ）
- ・その他

2.2.3 自然・地盤条件

堰設置地点の自然条件（気温、水理量、河川の水位、高水管理等）や地盤条件（地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、地下水等）を確認する。

2.2.4 施工条件の設定

本体工事及び仮設工事に関する施工条件として、施工時期、取水状況、施工ヤード、気象、用地、振動・騒音、近接施工、架空線、資機材の進入路等について概略的に設定する。

2.3 本体工の設計

2.3.1 本体床版

本体床版の各部について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成する。

2.3.2 水叩き工、護床工

放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成する。

2.4 操作室の設計

操作室は、既存の建屋を活用することを基本としている。屋内空間に対して関連機器整備（ゲート開閉機設備：開閉機操作盤、配管等）の配置計画を実施する。

ただし、ゲート開閉機設備の規模によって、機器撤去・設置のための搬入出が困難な場合は、監督員と相談の上、別途、操作室上屋の検討を行う。

2.5 ゲート工の検討

ゲート工は、既存施設に合わせてゴム堰とする。放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成する。

2.6 施工計画

本工事、仮設工事、工程計画について、工事の施工順序と施工方法を検討し、現地状況に適する最適な施工計画案を作成する。

その主な内容は、次に示すものとする。

- ①施工方法
- ②仮設計画（仮締切、仮排水路、工所用道路等）

2.7 数量計算

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」(徳島県・最新版)により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」(徳島県・最新版)に基づき鋼種別、区間別に取りまとめる。

2.8 照査

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支承物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から構造細目についても照査を行い、基準の整合を図る。

2.9 報告書作成

上記の検討内容を指定された様式でとりまとめて報告書を作成する。

2.10 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ時（1回）、成果品納品時の計3回を予定している。ただし、必要に応じて適宜打合せを実施する。